

答 申 書
(答 申 第 207 号)
平成 28 年 2 月 4 日

1 審査会の結論

異議申立人が〇〇病院に関して北海道医療安全センターへ申し出た際の対応関係書類について、別紙1の「非開示部分」欄に掲げる部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、異議申立人が〇〇病院に関して北海道医療安全センターへ申し出た際の実施機関の対応経過及び関係書類等の一切の文書である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件個人情報のうち、その一部について北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第1項第3号に規定する非開示情報（以下「3号情報」という。）及び同項第8号に規定する非開示情報（以下「8号情報」という。）に該当するとして、個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件処分通知書の別紙「一部非開示公文書一覧（全部①）」の「開示しない理由」欄において、「条例第18条第1項第3号」及び「条例第18条第1項第8号」との記載があるが、正しくは「第16条第1項第3号」及び「第16条第1項第8号」の誤記であることは明らかである。

しかし、開示しない理由については、条項とともに具体的な内容も付記されていることから、条例に定める非開示事由のどれに該当するのかを了知し得る程度に記載されているものと思料され、また異議申立人においても非開示事由のどれに該当するか了知していることから、本件処分を取り消さなければならない程度に不備があるとは認められない。

異議申立人は、本件処分を取り消し、本件個人情報のうち、保健所が作成した相談記録Aを除く、8号情報の全てを開示する決定を求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 8号情報の該当性について

ア 条例第16条第1項第8号は、診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち非開示部分は、異議申立人に係る評価や〇〇病院及び北海道医療安全センターにおける相談業務に対する対処方法など判断を伴う記載があることから、今後の事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるため、8号情報に該当するものであると主張する。

ウ そこで、本件非開示部分が8号情報に該当するか否か本件個人情報の子細な見分を行ったところ、本件個人情報は異議申立人からの医療相談に係る事務についての情報であり、実施機関における相談に対する対応案や相談に対する対応として医療機関に伝達、調査した事項についての医療機関からの回答等が記録されている。

これらの情報は、その全てを開示することとすると、実施機関が開示を受けた相談者の感情や反応を考慮して、相談記録に簡略化した最小限のことしか記載されなくなるなどの事態が想定され、相談記録の記載が形骸化し、実施機関における今後の医療相談事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

また、相談者と医療機関との間で認識の差異を巡ってトラブルにつながる可能性も考えられる。そのため、医療機関が後にトラブルとなることをおそれ、実施機関への情報提供を躊躇し、必要な協力が得られにくくなるなど今後の事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがある。

したがって、本件非開示情報は8号情報に該当するものと判断する。

エ 3号情報の該当性について

実施機関が3号情報及び8号情報いずれにも該当するとして非開示としている部分については、上記のとおり8号情報に該当するため、3号情報の該当性を判断するまでもない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、本件処分は、請求者が同日に開示内容が異なる2件の個人情報開示請求を行ったことにより、実施機関が勝手に関連性を有するとし、不適切な決定通知書等を作成したにすぎない旨主張する。

イ 実施機関は本件処分について、同一請求人から同日付けで受理した開示請求であり、対象文書に重複があつて関連性を有するものであるから、同一文書番号で一括して決定を行ったものであると主張している。

ウ この点、複数の開示請求に対して同一の文書番号で決定をすることについては、北海道文書管理規程上特段の定めはなく、文書番号は一つの決定書につき一つの番号が付与されるものである。

また、このことは開示、非開示についての条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであるから、異議申立人の主張は採用できない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成27年7月16日	○ 諮問書の受理（諮問番号491） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成27年7月23日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成27年11月6日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成27年12月7日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
平成28年1月19日 （第83回全体会）	○ 答申案審議
平成28年2月4日	○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る対象個人情報一覧（一部非開示としたものに限る）

番号	対象公文書	非開示部分	該当条項
1	相談記録 A（平成〇年〇月〇日対応）	「相談者にアドバイスした事項」欄の 2 行目及び「対応案（必要な場合）」欄の記述	北海道個人情報保護条例第 16 条第 1 項第 8 号（以下「8 号情報」という。） 該当
2	相談記録 A（平成〇年〇月〇日対応）	「対応案（必要な場合）」欄の記述	8 号情報該当
3	相談記録 B（平成〇年〇月〇日対応）	・〇〇病院の対応者の職名及び氏名 ・「対応内容（医療機関に伝えた内容、聴取した事項、調査・確認した事項とその方法、指導した事項など）及び対応者職氏名」欄の 9 行目から 21 行目までの記述並びに「医療機関の態度、回答及び相談者への対応方針等」欄及び「説明内容」欄の記述	北海道個人情報保護条例第 16 条第 1 項第 3 号（以下「3 号情報」という。） 該当 8 号情報該当
4	相談記録 A（平成〇年〇月〇日対応）	・〇〇病院の対応者の職名及び氏名 ・「対応案（必要な場合）」欄の記述	8 号情報該当
5	相談記録 B（平成〇年〇月〇日対応）	・〇〇病院の対応者の職名及び氏名 ・相談記録 B の「医療機関の態度、回答及び相談者への対応方針等」欄の記述 ・F A X 送信票の 15 行目から末尾までの記述 ・〇〇病院からの回答書及び添付資料の全て（「予診票」を除く計 23 枚）	3 号情報該当 8 号情報該当
6	相談記録 A（平成〇年〇月〇日対応）	・〇〇病院の対応者の職名及び氏名 ・「対応案（必要な場合）」欄の記述	8 号情報該当
7	相談記録 B（平成〇年〇月〇日対応）	・〇〇病院の対応者の職名及び氏名 ・「対応内容（医療機関に伝えた内容、聴取した事項、調査・確認した事項とその方法、指導した事項など）及び対応者職氏名」欄及び「医療機関の態度、回答及び相談者への対応方針等」欄の記述	8 号情報該当
8	相談記録 A（平成〇年〇月〇日対応）	「対応案（必要な場合）」欄の記述	8 号情報該当
9	相談記録 A（平成〇年〇月〇日対応）	「対応案（必要な場合）」欄の記述	8 号情報該当
10	相談記録 B（平成〇年〇月〇日対応）	・〇〇病院の対応者の職名及び氏名 ・「対応内容（医療機関に伝えた内容、聴取した事項、調査・確認した事項とその方法、指導した事項など）及び対応者職氏名」欄及び「医療機関の態度、回答及び相談者への対応方針等」欄の記述	3 号情報該当 8 号情報該当

11	相談記録 A（平成 ○年○月○日対 応）	<ul style="list-style-type: none"> ・○○病院の対応者の職名及び氏名 ・「相談内容」欄の 1 行目左 25 文字目から 2 行目左 4 文字目までの記述 ・「対応案（必要な場合）」欄の記述 	8 号情報該当
12	相談記録 A（平成 ○年○月○日対 応）	「対応案（必要な場合）」欄の記述	8 号情報該当
13	相談記録 B（平成 ○年○月○日対 応）	<ul style="list-style-type: none"> ・○○病院の対応者の職名及び氏名 ・「対応内容（医療機関に伝えた内容、聴取 した事項、調査・確認した事項とその方法、 指導した事項など）及び対応者職氏名」欄 及び「医療機関の態度、回答及び相談者へ の対応方針等」欄の記述 	3 号情報該当 8 号情報該当